

地方独立行政法人山口県産業技術センターにおける 飲料用自動販売機の設置による販売に関する契約書

地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、乙が甲の固定資産の使用承諾に基づき設置する飲料用自動販売機(以下「自販機」という。)による販売に関し、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(自販機の設置場所等)

第2条 自販機の設置場所、販売種類及び売上に応じて乙が甲に納める手数料(以下「売上手数料」という。)の率(以下、「売上手数料率」という。)は、別紙のとおりとする。

(固定資産の使用承諾及び使用料)

第3条 乙は、甲の指定する期日までに、地方独立行政法人山口県産業技術センターの固定資産の管理に関する規則(平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター規則第6号)及び固定資産貸付要領(平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター要領第1号)に基づき、自販機の設置に伴う固定資産の使用承諾(以下「固定資産使用承諾」という。)の申込み及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

(設置期間及び契約期間)

第4条 自販機の設置期間は、前条の乙の申込に対し甲が承諾した期間とする。ただし、本契約及び地方独立行政法人山口県産業技術センター自動販売機設置事業者公募仕様書に対する違反がなく、かつ、乙の固定資産の使用状況等を勘案し当該固定資産の用途又は目的を妨げないと甲が認めた場合は、乙は、前条の申込をして3年を限度に、引き続き自販機を設置することができる。

2 本契約の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(自販機の設置及び撤去費用の負担等)

第6条 自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

(光熱水費)

第7条 乙は、自動販売機の運転に必要な光熱水費を、毎月甲が発行する請求書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

2 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

3 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に、電気事業者との契約に基づき甲が計算した額とする。

(売上手数料等)

第8条 売上手数料は、各自販機の売上実績額に第2条に規定する各自販機の売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上数、売上実績額及び売上手数料を、当該月の翌月10日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、売上手数料を、四半期ごとに甲の発行する請求書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(販売品目の構成等)

第9条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りのものとする。

(2) 清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。

(3) 販売開始後に甲から(1)又は(2)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応するものとする。

(4) 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないものとする。

(販売価格)

第10条 販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）の20円引きの価格とする。

(維持管理責任等)

第11条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、リサイクルしなければならない。

5 乙は、食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを県に提出しなければならない。また、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、衛生管理に万全を期し、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第12条 乙は、固定資産使用承諾を取り下げるにより自販機の設置を中止することができる。

2 前項の規定により固定資産使用承諾を取り下げるときは、乙は3ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により固定資産使用承諾を取り下げた場合においても、固定資産貸付要領の規定により納付済の固定資産使用料は返還しない。

(自販機の盗難及び破損)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第14条 自販機の設置及び販売に関し、第三者に生じた損害については、すべて乙が補償するも

のとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(売上調査)

第15条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換・修理)

第16条 乙が、自販機の点検、修理、又は交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(契約解除及び原状回復)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は固定資産使用承諾を取り消されたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は前項の規定により契約が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

3 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(疑義の解釈等)

第18条 この契約書の定めに疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 山口県宇部市あすとぴあ四丁目1番1号
地方独立行政法人
山口県産業技術センター
理事長 山田 隆裕

乙 ○○県・・・・・・・・・○番○号
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別紙（第2条関係）

設置場所	販売種類	売上手数料率
地方独立行政法人山口県産業技術センター 共用棟1階自販機コーナー（奥側）		%